

不足額給付1の対象となる例

①令和5年分所得よりも令和6年分所得が減少した（売上ダウン、退職等）



令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得をもとに算出した推計額)	20,000円	令和6年分所得税額 (確定申告等で決定した税額)	15,000円
定額減税可能額 (所得税分)	30,000円	定額減税可能額 (所得税分)	30,000円
調整給付金 (R6推計額)	<u>10,000円</u>	調整給付金 (R6実績額)	<u>20,000円</u> ※

差額の1万円を不足額給付として給付
(※端数は1万円単位に切り上げ)

③修正申告により令和6年度分住民税所得割額が減少した



令和6年度分住民税所得割額	10,000円	令和6年度分住民税所得割額 (修正申告等で決定した税額)	5,000円
定額減税可能額 (住民税分)	10,000円	定額減税可能額 (住民税分)	10,000円
調整給付金	<u>0円</u>	調整給付金 (R6実績額)	<u>10,000円</u> ※

差額の1万円を不足額給付として給付
(※端数は1万円単位に切り上げ)

②令和5年分所得が無く令和6年分所得がある（売上アップ、学生だった方等）



令和6年度分住民税額	0円	令和6年度分住民税額	0円
令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得をもとに算出した税額)	0円	令和6年分所得税額 (確定申告等で決定した税額)	150,000円
定額減税可能額 (所得税分)	0円	定額減税可能額 (所得税分)	30,000円
定額減税可能額 (住民税分)	0円	定額減税可能額 (住民税分)	10,000円
調整給付金 (R6推計額)	<u>0円</u>	調整給付金 (R6実績額)	<u>10,000円</u>

差額の1万円を不足額給付として給付
(端数は1万円単位に切り上げ)

④令和6年中に扶養親族が増加した（こどもの出生等）



令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得をもとに算出した税額)	40,000円	令和6年分所得税額 (確定申告等で決定した税額)	41,000円
定額減税可能額 (所得税分)	60,000円	定額減税可能額 (所得税分)	90,000円
調整給付金 (R6推計額)	<u>20,000円</u>	調整給付金 (R6実績額)	<u>50,000円</u> ※

差額の3万円を不足額給付として給付
(※端数は1万円単位に切り上げ)